

## 台場分室におけるマイナンバーカード業務臨時窓口の開設について

### 1 背景

区民の約76パーセントが保有するマイナンバーカード（個人番号カード）は、10年ごとにマイナンバーカード自体の更新、5年ごとに電子証明書の更新が必要であり、平成27年度にマイナンバーカードの交付が開始されてから10年が経過する令和7年度から、2つの更新期限が重なることで、更新手続の対象者が大幅に増加しており、今後も更なる増加が見込まれています。

台場地域にお住まいの人は、更新手続に芝浦港南地区総合支所へ行く必要があり、以前から近くの台場分室で手続を行いたいとの要望があったことから、令和8年2月から台場分室に臨時窓口を開設し、対象者の利便性の向上を図ります。

### 2 実施する業務及び対象者

#### (1) 実施する業務

マイナンバーカードの更新及び電子証明書の更新（ともに有効期間内の更新）

#### (2) 対象者

港区台場一丁目及び台場二丁目に住所がある区民

### 3 開設日時

#### (1) マイナンバーカードの更新手続（受取） ※事前予約制

- ・日にち 令和8年2月26日（木）、3月3日（火）、3月17日（火）
- ・時間 10時～12時、14時30分～16時30分

#### (2) 電子証明書の更新手続 ※当日先着順に受付

- ・日にち 令和8年2月19日（木）、3月10日（火）
- ・時間 10時～12時、14時30分～16時30分

### 4 周知方法

区ホームページ、X、台場分室内でのポスター掲示、マイナンバーカード交付通知書を送る封書に案内メモを同封、広報みなと（3月1日号）

### 5 今後の予定

令和8年4月以降については、2、3月の対応件数や4月に開設予定のマイナンバーカードセンターの利用状況等を踏まえ、開設日を決定します。